

ID: 37

担当部署: 上下水道部 下水道課

処分の概要	排水設備設置義務の免除に係る許可		
法令名 根拠条項	下水道法 第10条第1項ただし書		
法令番号	昭和33年法律第79号		
【根拠条文】 (排水設備の設置等) 第10条 公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、次の区分に従つて、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設(以下「排水設備」という。)を設置しなければならない。ただし、特別の事情により公共下水道管理者の許可を受けた場合その他政令で定める場合においては、この限りでない。 (1) 建築物の敷地である土地にあつては、当該建築物の所有者 (2) 建築物の敷地でない土地(次号に規定する土地を除く。)にあつては、当該土地の所有者 (3) 道路(道路法(昭和27年法律第180号)による道路をいう。)その他の公共施設(建築物を除く。)の敷地である土地にあつては、当該公共施設を管理すべき者 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 38

担当部署: 上下水道部 下水道課

処分の概要	公共下水道管理者以外の者の工事・維持の承認		
法令名 根拠条項	下水道法 第16条		
法令番号	昭和33年法律第79号		
【根拠条文】 (公共下水道管理者以外の者の行う工事等) 第16条 公共下水道管理者以外の者は、前2条の規定による場合のほか、公共下水道管理者の承認を受けて、公共下水道の施設に関する工事又は公共下水道の施設の維持を行うことができる。ただし、公共下水道の施設の維持で政令で定める軽微なものについては、承認を受けることを要しない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 39

担当部署: 上下水道部 下水道課

処分の概要	公共下水道の排水施設への物件設置の許可		
法令名 根拠条項	下水道法 第24条第1項		
法令番号	昭和33年法律第79号		
【根拠条文】 (行為の制限等) 第24条 次に掲げる行為(政令で定める軽微な行為を除く。)をしようとする者は、条例で定めるところにより、公共下水道管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更(条例で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときも、同様とする。 (1) 公共下水道の排水施設の開渠である構造の部分に固着し、若しくは突出し、又はこれを横断し、若しくは縦断して施設又は工作物その他の物件を設けること(第10条第1項の規定により排水設備を当該部分に固着して設ける場合を除く。) (2) 公共下水道の排水施設の開渠である構造の部分の地下に施設又は工作物その他の物件を設けること。 (3) 公共下水道の排水施設の暗渠である構造の部分に固着して排水施設を設けること(第10条第1項の規定により排水設備を設ける場合を除く。) 2 公共下水道管理者は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る事項が必要やむを得ないものであり、かつ、政令で定める技術上の基準に適合するものであるときは、これを許可しなければならない。			
【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日